

令和3年1月13日

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 飲食店等に対する営業時間短縮の要請について

本日、兵庫県は、新型コロナウイルスに関する緊急事態措置実施区域に追加されました。年初以来、県内の新規感染者数は増加しており、医療体制も非常に厳しい状況となっています。

県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、下記の通り、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、営業時間の短縮を要請します。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 対象施設

種類	施設	要請内容
飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等	・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
遊興施設 ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス 等	

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示すること

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html>

2 実施期間

令和3年1月14日（木）0時から2月7日（日）24時まで

3 要請対象地域

兵庫県全域

4 時間短縮営業への協力金

1日あたり6万円/店舗×時短営業日数（詳細別紙）

お問い合わせ先

◆営業時間短縮・協力金コールセンター

T E L : 078-362-9844

受付時間：平日 午前9時～午後5時

◆県ホームページ [兵庫県 時短 協力金](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html) で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html